

文京区国民健康保険料率の改定等について

1 保険料率等の改定について

(1) 趣旨

特別区では、国民健康保険に係る事業水準の均衡を図り、安定的な事業運営を確保するため、特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準（以下「共通基準」という。）を定め、保険料についても特別区間の格差を是正するため、基準保険料率を算定している。

この度、国から示された諸係数、東京都が確定係数に基づき示した納付金及び標準保険料率等を踏まえ、共通基準の基準保険料率を見直し、これに基づき令和7年度の文京区国民健康保険料の料率等を改定するものである。

(2) 改定の基本的考え方

ア 法定外繰入の解消又は縮減・特別区の激変緩和措置について

(ア) 令和7年度の保険料率は、共通基準に基づく基準保険料率等によることとした。

(イ) 賦課総額の考え方として、制度上保険料の対象となる経費（滞納繰越分の収納見込みを除く。）を賦課総額の対象とした上で、平成30年度は、そのうち納付金分を94%として算定し、以後、平成30年度から令和5年度までの6年間の激変緩和措置期間を目途に、この激変緩和措置割合を原則1%ずつ引き上げ、法定外繰入を段階的に解消する旨を平成29年度特別区長会において定めていた。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大による医療費の急増等により、計画通りに進めることが困難となり、令和5年度は、激変緩和措置割合を97.3%に設定し、更に基礎分に対して追加で一般財源を投入して算定を行う結果となった。

こうした現状を踏まえ、新たなロードマップとして、目標達成年度を当初計画から2年延長し、令和8年度で納付金の100%を賦課総額とする通常の保険料算定を目指すこととした。

(ウ) ア(イ)により、令和7年度の激変緩和措置割合は99.0%とした。

(エ) 引き続き、医療費の適正化、収納率の向上、法定外繰入の解消又は縮減に向け取り組んでいく。

イ 介護分の所得割率統一について

介護分の所得割率については、各区設定とされてきたが、令和6年度から統一の基準保険料率が定められることとなった。ただし、ア(イ)のロードマップ目標達成年度である令和8年度までの期間は経過措置期間とされた。

ウ 賦課割合について

(ア) 平成 30 年度制度改正により、全国での所得割と均等割の賦課割合を 50 : 50 とした上で、各都道府県の所得水準を反映した賦課割合を原則とすることとされた。

(イ) ウ(ア)の結果、特別区における令和 7 年度の賦課割合は 58 : 42 となるため、医療分・支援金分・介護分は、原則どおり所得割 58 : 均等割 42 とする。

(3) 改定内容等

別紙 1 のとおり

(4) 参考資料

ア 令和 7 年度特別区国民健康保険基準料率等の設定について (別紙 2)

イ 特別区国保における保険料率等の推移 (別紙 3)

ウ 令和 7 年度収入別・世帯構成別保険料試算 (別紙 4)

エ 確定係数により都が示す文京区の算定結果について (別紙 5)

(5) 実施日

令和 7 年 4 月 1 日

2 国による国民健康保険制度等の改正について

(1) 趣旨

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令(令和 7 年政令第 32 号)の公布等に伴い、必要な改正を行う。

(2) 改正内容等 (別紙 6)

ア 基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額の見直し

イ 国民健康保険料の減額に係る所得判定基準の改定

3 今後のスケジュール

令和 7 年 3 月 17 日

厚生委員会にて報告及び文京区国民健康保険条例の一部改正の議案審査 (予定)

令和7年度

特別区国保における共通基準に基づく文京区の保険料率等の対応について

区 分		文 京 区 の 数 値		〔参考〕 令和6年度
根 拠	医療分	特別区国民健康保険事業の調整に関する 共通基準		同 左
	支援金分			
	介護分			
賦 課 割 合	医療分	各区において基準保険料率から逆算した所得割と均等割の割合	所得割 61 均等割 39	所得割 61 均等割 39
	支援金分		所得割 61 均等割 39	所得割 61 均等割 39
	介護分	各区において均等割から逆算した所得割との割合	所得割 62 均等割 38	所得割 61 均等割 39
賦課限度額	医療分	66万円		65万円
	支援金分	26万円		24万円
	介護分	17万円		同左
保 険 料 率	医療分	所得割料率	7.71/100	8.69/100
		均等割額	47,300 円	49,100 円
	支援金分	所得割料率	2.69/100	2.80/100
		均等割額	16,800 円	16,500 円
	介護分	所得割料率 (各区で算定する率)	2.23/100	2.14/100
		均等割額	16,600 円	16,500 円
低所得者の 均等割額	医療分	7割減額	14,190 円	14,730 円
		5割減額	23,650 円	24,550 円
		2割減額	37,840 円	39,280 円
	支援金分	7割減額	5,040 円	4,950 円
		5割減額	8,400 円	8,250 円
		2割減額	13,440 円	13,200 円
	介護分	7割減額	4,980 円	4,950 円
		5割減額	8,300 円	8,250 円
		2割減額	13,280 円	13,200 円
未就学児の 均等割額	医療分	7割減額世帯 (+1.5割減額)	7,095 円	7,365 円
		5割減額世帯 (+2.5割減額)	11,825 円	12,275 円
		2割減額世帯 (+4割減額)	18,920 円	19,640 円
		低所得者軽減なし世帯	23,650 円	24,550 円
	支援金分	7割減額世帯 (+1.5割減額)	2,520 円	2,475 円
		5割減額世帯 (+2.5割減額)	4,200 円	4,125 円
		2割減額世帯 (+4割減額)	6,720 円	6,600 円
		低所得者軽減なし世帯	8,400 円	8,250 円

令和7年度特別区国民健康保険基準料率等の設定について

令和7年度特別区国民健康保険基準保険料率は、国から示された諸係数、1月に東京都が確定係数に基づき示した納付金及び標準保険料率等を踏まえて算定を行い、令和7年2月の特別区長会で報告し、了承を得たところである。

1 令和7年度基準保険料率算定における基本的な考え方（7年2月特別区長会了承事項）

【法定外繰入の解消又は縮減・特別区の激変緩和措置】

賦課総額の考え方として、制度上保険料の対象となる経費（滞納繰越分の収納見込みを除く。）を賦課総額の対象とした上で、平成30年度は、そのうち納付金分を94%として算定し、以後、平成30年度から令和5年度までの6年間の激変緩和措置期間を目途に、この激変緩和措置割合を原則1%ずつ引き上げ、法定外繰入を段階的に解消する旨を平成29年度特別区長会において定めていた。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大による医療費の急増等により、計画通り進めることが困難となり、令和5年度保険料においては、激変緩和措置割合を97.3%に設定し、更に基礎分に対して追加で一般財源を投入して算定を行う結果となった。

こうした現状を踏まえ、特別区長会では、新たなロードマップとして、目標達成年度を当初計画から2年延長し、令和5年度激変緩和措置割合から1ポイントずつ（令和6年度は0.7ポイント）引き上げ、令和8年度で納付金の100%を賦課総額とする通常の保険料算定を目指すこととした。

これにより、令和7年度の激変緩和措置割合は99.0%となる。

※ 特別区の激変緩和措置額等：約158億円

医療分 約105億円、支援金分 約41億円、介護分 約12億円

【介護分の所得割率統一について】

介護分の所得割率については各区設定としてきたが、今後、都内保険料水準の統一を目指していくことに鑑み、令和6年度から23区統一の基準保険料率を定めることとし、上記ロードマップ目標達成年度である令和8年度までの期間を経過措置期間とすることとした。

【賦課割合】

平成 30 年度制度改正により、全国での所得割と均等割の賦課割合を 50 : 50 とした上で、各都道府県の所得水準を反映した賦課割合を原則とするとされた。

その結果、特別区における令和 7 年度の賦課割合は 58 : 42 となるため、医療分・支援金分・介護分は、原則どおり所得割 58 : 均等割 42 とする。

2 保険料算定をめぐる状況

- ① 一般被保険者数は 1,698,978 人と見込む。〔前年度比▲8,095 人（▲0.47%）〕
- ② 国保事業費納付金は、以下のとおり見込む。

医療分	205,828,562 千円	〔前年度比▲7,585,258 千円（▲3.55%）〕
支援金分	72,584,579 千円	〔前年度比 1,534,465 千円増（2.16%増）〕
介護分	26,077,752 千円	〔前年度比▲66,380 千円（▲0.25%）〕
- ③ 特別区の激変緩和措置額等を約 158 億円と見込む。
- ④ 賦課総額については、以下のとおりである。

医療分	191,382,782 千円	〔前年度比▲8,554,820 千円（▲4.28%）〕
支援金分	68,003,302 千円	〔前年度比 752,890 千円増（1.12%増）〕
介護分	24,561,763 千円	〔前年度比▲99,270 千円（▲0.4%）〕
- ⑤ 保険料算定の所得額について、新型コロナウイルス感染症の特例対応が終了したことを踏まえ、令和 6 年度比 0.5%増を見込んだ額とする。

3 令和 7 年度基準保険料率（7 年 2 月特別区長会了承事項）

- ① 医療分・支援金分
 - (1) 1 人当たり保険料 152,673 円 〔前年度比▲3,847 円（▲2.46%）〕
 - (2) 所得割率 10.40% 〔前年度比▲1.09 ポイント〕
 - (3) 均等割額 64,100 円 〔前年度比▲1,500 円（▲2.29%）〕
 - (4) 賦課限度額 92 万円
〔医療分 66 万円（前年度 65 万円）、支援金分 26 万円（前年度 24 万円）〕
- ② 介護分
 - (1) 均等割額 16,600 円 〔前年度比 100 円増（0.6%増）〕
 - (2) 賦課限度額 17 万円（前年度と同額）

特別区国保における保険料率等の推移

【医療分&支援金分】

		令和7年度 (案)		令和6年度		令和5年度		令和4年度		令和3年度		令和2年度	
賦課割合 (所得割:均等割)		58:42		58:42		58:42		58:42		58:42		58:42	
		58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42
保 險 料 率 等	所得割率	10.40%		11.49%		9.59%		9.44%		9.54%		9.43%	
	医療分	7.71%	2.69%	8.69%	2.80%	7.17%	2.42%	7.16%	2.28%	7.13%	2.41%	7.14%	2.29%
	支援金分												
	均等割額	64,100円		65,600円		60,100円		55,300円		52,000円		52,800円	
	医療分	47,300円	16,800円	49,100円	16,500円	45,000円	15,100円	42,100円	13,200円	38,800円	13,200円	39,900円	12,900円
	支援金分												
賦課限度額		920,000円		890,000円		870,000円		850,000円		820,000円		820,000円	
医療分	660,000円	260,000円	650,000円	240,000円	650,000円	220,000円	650,000円	200,000円	630,000円	190,000円	630,000円	190,000円	
1人当たり保険料		152,673円		156,520円		143,363円		131,813円		124,989円		126,202円	
医療分	112,646円	40,027円	117,124円	39,396円	107,348円	36,015円	100,322円	31,491円	93,389円	31,600円	95,473円	30,729円	
1人当たり保険料 前年度との比較	金額	▲3,847円		13,157円		11,550円		6,824円		▲1,213円		1,028円	
	率	▲2.46%		+9.18%		+8.76%		+5.46%		▲0.96%		+0.82%	

【介護分】

		令和7年度 (案)		令和6年度		令和5年度		令和4年度		令和3年度		令和2年度	
賦課割合 (所得割:均等割)		58:42		58:42		58:42		58:42		58:42		57:43	
保 險 料 率 等	均等割額	16,600円		16,500円		16,200円		16,600円		17,000円		15,600円	
	賦課限度額	170,000円		170,000円		170,000円		170,000円		170,000円		170,000円	
1人当たり保険料		39,565円		39,499円		38,808円		39,567円		40,879円		35,950円	
1人当たり保険料 前年度との比較	金額	66円		691円		▲759円		▲1,312円		4,929円		2,400円	
	率	+0.17%		+1.78%		▲1.92%		▲3.21%		+13.71%		+7.15%	

令和7年度収入別・世帯構成別保険料試算〔モデルケースによる試算〕

別紙4

保険料率等 (旧ただし書方式)	7年度 基準保険料率(最終案)			6年度 基準保険料
	(内訳)			
	58:42	58:42	58:42	58:42
	基礎+支援分	基礎分	支援金分	基礎+支援分
所得割率	10.40%	7.71%	2.69%	11.49%
均等割額	64,100	47,300	16,800	65,600
1人当たり保険料額	152,673	112,646	40,027	156,520
賦課限度額	920,000	660,000	260,000	890,000

※年金収入153万円及び給与収入98万円は、均等割のみ世帯の収入上限である。

①年金受給者(65歳以上)1人世帯〔世帯主(65歳)のみ〕

年 収		100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
6年度基準保険料[a](基礎+支援)		19,680	19,680	106,483	234,503	329,295	425,811	523,476	621,141	722,253	831,408
7年度	保険料(基礎+支援)	所得割分	0	0	48,880	152,880	238,679	326,039	414,439	502,839	594,359
		均等割分	19,230	19,230	51,280	64,100	64,100	64,100	64,100	64,100	64,100
	保険料[b](基礎+支援)	19,230	19,230	100,160	216,980	302,779	390,139	478,539	566,939	658,459	
	前年度保険料との比較 [b]-[a]	-450	-450	-6,323	-17,523	-26,516	-35,672	-44,937	-54,202	-63,794	
	対前年度比[b]/[a]	0.977	0.977	0.941	0.925	0.919	0.916	0.914	0.913	0.912	

均等割軽減 ⑦:-44,870 ⑦:-44,870 ②:-12,820

②年金受給者(65歳以上)2人世帯〔世帯主(65歳)+配偶者(65歳・収入なし)〕

年 収		100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
6年度基準保険料[a](基礎+支援)		39,360	39,360	119,603	300,103	394,895	491,411	589,076	686,741	787,853	869,620
7年度	保険料(基礎+支援)	所得割分	0	0	48,880	152,880	238,679	326,039	414,439	502,839	594,359
		均等割分	38,460	38,460	64,100	128,200	128,200	128,200	128,200	128,200	128,200
	保険料[b](基礎+支援)	38,460	38,460	112,980	281,080	366,879	454,239	542,639	631,039	722,559	
	前年度保険料との比較 [b]-[a]	-900	-900	-6,623	-19,023	-28,016	-37,172	-46,437	-55,702	-65,294	
	対前年度比[b]/[a]	0.977	0.977	0.945	0.937	0.929	0.924	0.921	0.919	0.917	

均等割軽減 ⑦:-89,740 ⑦:-89,740 ⑤:-64,100

③給与所得者(65歳未満)1人世帯〔世帯主(35歳)のみ〕

年 収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
6年度基準保険料[a](基礎+支援)		19,680	35,098	167,861	248,291	333,317	425,237	517,157	613,673	717,083	826,238
7年度	保険料(基礎+支援)	所得割分	0	2,080	92,560	165,360	242,320	325,520	408,720	496,080	589,680
		均等割分	19,230	32,050	64,100	64,100	64,100	64,100	64,100	64,100	64,100
	保険料[b](基礎+支援)	19,230	34,130	156,660	229,460	306,420	389,620	472,820	560,180	653,780	
	前年度保険料との比較 [b]-[a]	-450	-968	-11,201	-18,831	-26,897	-35,617	-44,337	-53,493	-63,303	
	対前年度比[b]/[a]	0.977	0.972	0.933	0.924	0.919	0.916	0.914	0.913	0.912	

均等割軽減 ⑦:-44,870 ⑤:-32,050

④給与所得者(65歳未満)2人世帯〔世帯主(35歳)+配偶者(35歳・収入なし)〕

年 収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
6年度基準保険料[a](基礎+支援)		39,360	67,898	207,221	313,891	398,917	490,837	582,757	679,273	782,683	868,360
7年度	保険料(基礎+支援)	所得割分	0	2,080	92,560	165,360	242,320	325,520	408,720	496,080	589,680
		均等割分	38,460	64,100	102,560	128,200	128,200	128,200	128,200	128,200	128,200
	保険料[b](基礎+支援)	38,460	66,180	195,120	293,560	370,520	453,720	536,920	624,280	717,880	
	前年度保険料との比較 [b]-[a]	-900	-1,718	-12,101	-20,331	-28,397	-37,117	-45,837	-54,993	-64,803	
	対前年度比[b]/[a]	0.977	0.975	0.942	0.935	0.929	0.924	0.921	0.919	0.917	

均等割軽減 ⑦:-89,740 ⑤:-64,100 ②:-25,640

⑤給与所得者(65歳未満)3人世帯〔世帯主(35歳)+配偶者(35歳・収入なし)+子(5歳・収入なし)〕

年 収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
6年度基準保険料[a](基礎+支援)		49,200	84,298	233,461	313,891	431,717	523,637	615,557	712,073	815,483	875,210
7年度	保険料(基礎+支援)	所得割分	0	2,080	92,560	165,360	242,320	325,520	408,720	496,080	589,680
		均等割分	48,075	80,125	80,125	128,200	160,250	160,250	160,250	160,250	160,250
	保険料[b](基礎+支援)	48,075	82,205	172,685	293,560	402,570	485,770	568,970	656,330	749,930	
	前年度保険料との比較 [b]-[a]	-1,125	-2,093	-60,776	-20,331	-29,147	-37,867	-46,587	-55,743	-65,553	
	対前年度比[b]/[a]	0.977	0.975	0.740	0.935	0.932	0.928	0.924	0.922	0.920	

均等割軽減 ⑦:-134,610 ⑤:-96,150 ⑤:-96,150 ②:-38,460

確定係数により都が示す文京区の算定結果について

別紙5

1 納付金額の比較

単位:円

		医療分	支援金分	介護分	合計
令和6年度		5,717,220,481	1,826,601,259	633,040,182	8,176,861,922
令和7年度		5,179,160,371	1,832,480,494	628,850,222	7,640,491,087
前年度との差	金額	▲ 538,060,110	5,879,235	▲ 4,189,960	▲ 536,370,835
	率	▲ 9.41%	0.32%	▲ 0.66%	▲ 6.56%

2 一人当たり納付金額の比較

単位:円

		医療分	支援金分	介護分	合計
令和6年度		147,305	47,063	48,375	242,743
令和7年度		134,825	47,703	48,247	230,775
前年度との差	金額	▲ 12,480	640	▲ 128	▲ 11,968
	率	▲ 8.47%	1.36%	▲ 0.26%	▲ 4.93%

3 一人当たり保険料額の比較

単位:円

		医療分	支援金分	介護分	合計
令和6年度		135,942	42,854	43,815	222,611
令和7年度		120,290	43,349	43,918	207,557
前年度との差	金額	▲ 15,652	495	103	▲ 15,054
	率	▲ 11.51%	1.16%	0.24%	▲ 6.76%

※上記数値は、法定外一般会計繰入を行わないものと仮定して算定した数値であり、実際の保険料とは異なる

4 標準保険料率の比較

	医療分		支援金分		介護分	
	所得割(%)	均等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	所得割(%)	均等割(円)
令和6年度	8.93	53,801	2.88	16,915	2.33	16,890
令和7年度	7.89	48,261	2.86	17,217	2.35	17,104
前年度との差	▲ 1.04	▲ 5,540	▲ 0.02	302	0.02	214
		▲ 10.30%		1.79%		1.27%

※上記数値は、都内統一の算定基準による区市町村ごとの保険料の標準的な水準を示したものであり、実際の保険料率とは異なる

国による国民健康保険制度の改正について

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 32 号）が公布されたこと等に伴い、文京区国民健康保険条例（昭和 34 年 11 月文京区条例第 42 号）の改正手続きを行う。

改正の概要

1 国民健康保険料の基礎賦課額等に係る賦課限度額の見直し

(1) 概要

医療給付費が増加する一方で、被保険者の所得が十分に伸びない状況において、保険料の引上げにより必要な保険料を確保することとすれば、中間所得層の負担が重くなる。【イメージ図①参照】

したがって、国民健康保険料の賦課限度額を引上げることで、高所得者層により多く負担いただくことになるものの、中間所得層の被保険者に配慮した保険料設定が可能となる。【イメージ図②参照】

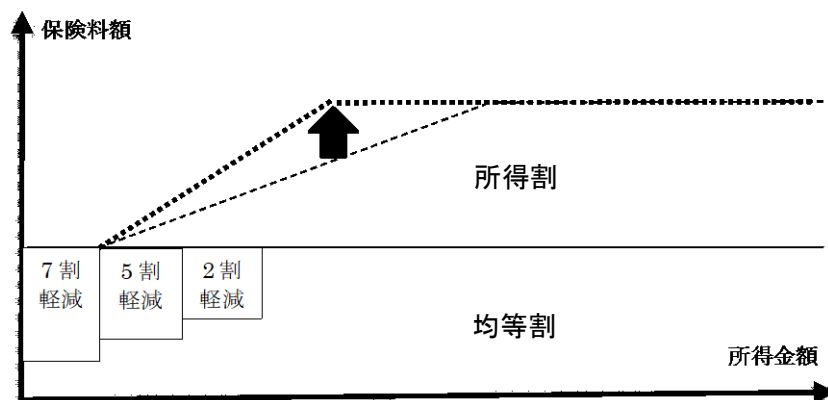
(2) 改正内容

- ア 医療分賦課限度額を 66 万円（現行 65 万円）に引上げる
- イ 支援金分賦課限度額を 26 万円（現行 24 万円）に引上げる

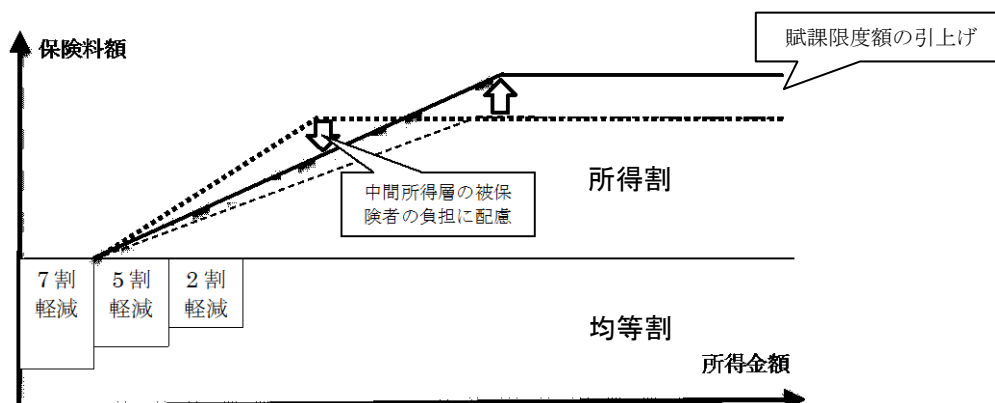
【イメージ図】

医療費の増により確保すべき保険料収入額が増加した場合において、

① 保険料率引上げを行った場合



② 保険料率及び賦課限度額の引上げを行った場合



2 経済動向等を踏まえ、保険料減額の対象世帯に係る所得判定基準を見直す。

	所得判定基準	
	現行	改正後
7割減額	基礎控除額 43 万円 + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)	同左
5割減額	基礎控除額 43 万円 + 29.5 万円 × 被保険者数 + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)	基礎控除額 43 万円 + 30.5 万円 × 被保険者数 + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)
2割減額	基礎控除額 43 万円 + 54.5 万円 × 被保険者数 + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)	基礎控除額 43 万円 + 56 万円 × 被保険者数 + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)